

特別養護老人ホーム 荻の苑（従来型） 運営規程

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人孝寿福祉会が開設する特別養護老人ホーム荻の苑（従来型）（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態になった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

（施設の目的及び運営方針）

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう考慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設とその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム荻の苑（従来型）
所在地 大分県竹田市荻町恵良原780番地2

（利用定員）

第4条 施設は、その利用定員を9名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第2章 人員

（職員の職種・員数及び職務の内容）

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤専従）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

（2）医師 1名（非常勤専従）

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

（3）生活相談員 1名（常勤兼務）

生活相談員の職務は、入退所における面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

（4）介護及び看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 7名（常勤専従6名、非常勤専従1名、短期入所生活介護と兼務）

看護職員 1 名（常勤専従 1 名・短期入所生活介護と兼務）

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

（５）管理栄養士 1 名（常勤専従）

管理栄養士、栄養士の職務は、栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成、栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

（６）機能訓練指導員 1 名（常勤専従）

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

（７）介護支援専門員 1 名（常勤兼務） 1 名（非常勤専従）

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

（８）事務員 1 名（常勤専従）

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

第 3 章 設備

（設備及び備品等）

第 6 条 居室及び施設設備は次のとおりとする。

従来型					
（従来型特養）			（短期入所生活介護）		
設備項目	室数	備考（面積等）	設備項目	室数	備考（面積等）
居室（2 人部屋）	4 室	30.68 m ²	居室（個室）	4 室	12.67 m ²
居室（個室）	1 室	12.46 m ²	トイレ	2 室	6.84 m ²
トイレ	4 室	計 14.46 m ²			
共有設備					
食堂 （機能訓練室）	1 室	176.22 m ²			
畳コーナー	1 室	11.73 m ²			
一般浴室	1 室	9.51 m ²			
介護材料室	1 室	6.31 m ²			
汚物処理室	1 室	5.41 m ²			

- (1) 居室にはベッド、枕元灯、ロッカー、ナースコール等を備品として備える。
- (2) 機能訓練室は、機能訓練に必要な器具を配置する。
- (3) 浴室は、利用者が使用しやすいよう一般浴槽のほかに要介護者のための特殊浴槽を設ける。
- (4) 利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する医務室を設ける。医務室には利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- (5) 静養室は医務室に隣接して設ける。
- (6) 洗面施設は食堂及び居室ごとに設ける。
- (7) トイレは居室内又は居室に隣接して設ける。ナースコール設備を設ける。
- (8) その他の設備として、洗濯室、相談室、宿直室、会議室を設ける。

第4章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービス提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第9条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第10条 入所

施設は身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの措置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第11条 退所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況や置かれている環境に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第12条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第13条 介護の取り扱い

(1) 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。

(2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

(3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

(4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第14条 施設介護サービス計画

1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる

他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う

第15条 介護内容

- (1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。
- (2) 施設は一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭する。
- (3) 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 施設は、前各項のものの他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第16条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び施行を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- 2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第17条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

(健康管理)

第18条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(利用者の入院中の取り扱い)

第19条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね三か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及び家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるよう

にする。

(相談及び援助)

第20条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第21条 施設は、教養娯楽設備を備えるほか適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第22条 利用料

(1) 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

(2) 指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

第23条 その他の費用

施設は前二項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1. 居住費 多床室 915円 従来型個室 1、231円(1日あたり)

2. 事務管理費 500円(1か月あたり)

預金通帳及び貴重品の管理等

3. 食費 1,445円(1日あたり)

4. 理美容代 実費

5. 施設でご逝去された場合には、死後処置料として5,000円

処置で使用した衣類等、その他の物品 実費

6. テレビ等の電化製品の持ち込み 1台につき50円(1日あたり)

7. ドライクリーニング 実費

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(協力病院)

第24条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第25条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第26条 施設は、運営規定の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第27条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上しえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(個人番号の取り扱い)

第28条 施設は、利用者及びその家族等の個人番号の管理は原則行わないものとする。

(苦情の処理)

第29条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第30条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備はほかの迷惑にならないよう利用する。

(事故発生時の対応)

第31条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時の対応)

第32条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第33条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者にも周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(苦情解決)

第34条 施設が提供した施設サービスに関するご利用者及びご家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する。

2 施設が提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村職員からの質問もしくは紹介に応じ、ご利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第35条 施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (2) ご利用者及びそのご家族からの相談事項に対応する体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束廃止の取り組み内容)

第36条 認知症等により、ご本人または他のご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

2 身体拘束が必要な場合は、ご利用者またはご家族に説明し、同意を受けなければならないこととする。

3 身体拘束をする場合においては、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

(その他の事項)

第37条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明書を携行することにより、利用者又はその家族から求められたときにはこれを提示して身分を明らかにすることとする。

4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を深めることとする。

5 施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

6 従業者でなくなったものについても秘密を保持させるため、その旨を労働契約内容に明記する。

第38条 この規定に定めるものの他、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。